

亀山市告示第42号

亀山市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示

亀山市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱（平成20年亀山市告示第110号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「及び資産割額」を削り、同条第2号中「被保険者均等割は」の次に「、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り」を加え、同条第4号中「世帯別平等割額は」の次に「、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この告示は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。